

(別 紙)

平成 22 年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 21 年 8 月
環境省総合環境政策局

地球温暖化の急速な進行は、気候、人間の生活環境及び社会経済活動、生物の生息環境など多方面にわたって顕著な悪影響を生じさせている。これらの悪影響は人間活動の及ぼす環境負荷が原因であることが強く認識されている。全地球的な気候変動により、地球の生態系全体のバランスが崩れ、人間のみならず地球上のあらゆる生物の生存基盤が脅かされる地球の危機を迎えている。現に、安全な水の供給、食料生産量の確保、貧困問題の解消、生物多様性の保全などはますます重要な課題となっている。一方で、人口増加や経済成長は今後も続く。地球の危機という課題の解決に向けてさらに真剣な取組が必要である。

このため、2050 年までに世界全体で温室効果ガス排出量の少なくとも 50%の削減を実現するため、世界のすべての国々がこの問題に取り組む必要がある。例えば、G8 ラクイラ・サミットにおいては、産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が摂氏 2 度を超えないようにすべきとの広範な科学的見解を認識するとともに、2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50%の削減を達成するとの目標をすべての国と共有することを改めて表明し、この一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を 2050 年までに 80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれた。

このような状況において、我が国は、世界に先駆けて低炭素社会を構築するとともに、その有する最先端の環境・エネルギー技術等を活用して世界全体での温室効果ガスの排出の量の大幅な削減に貢献していかなくてはならない。

一方で、我が国においては、平成 19 年度における温室効果ガスの総排出量は、基準年比で 9.0%（前年度比 2.4%の増加）上回っている。京都議定書の 6%削減目標を達成するためには、「京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定、同 20 年 3 月 28 日全部改定）」に基づき、京都議定書第一約束期間の 2008 年から 2012 年の間に目標を確実に達成するため、取組を加速させることが不可欠になっている。さらに、「主要排出国の全員参加と、日本のリーダーシップ」「環境と経済の両立」「長期目標の実現」を 3つの基本原則とした、2020 年の我が国の温室効果ガス削減量の目標（中期目標）が麻生内閣総理大臣より発表（平成 21 年 6 月 10 日）されたところであり、その達成に向けて、早急に方策を立案し、実施に移す必要がある。

循環型社会の形成については、平成 20 年 3 月に第 2 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。同計画においては、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を統合した政策展開や地域循環圏の構築などに国が取り組むこととされ、第 1 回点検結果について、平成 21 年 2 月に閣議報告されている。

自然共生社会の構築については、平成 19 年 11 月に第 3 次生物多様性国家戦略が閣議決定された。同戦略では、生物多様性の保全及び持続可能な利用をより一層進めるため、「国土の生態系を 100 年かけて回復する『100 年計画』」という長期的な視点に立った上で、今後 5 年程度で取り組むべき施策の方向性として、「①生物多様性を社会に浸透させる」、「②地域における人と自然の関係を再構築する」、「③森・里・川・海のつながりを確保する」、「④地球規模の視野を持って行動する」の 4 つが基本戦略として掲げられた。

また、国際生物多様性年である 2010 年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催される。COP10 では、2010 年以降の条約全体の目標等、多くの重要課題が議論される。我が国は COP10 の議長国として国際的なリーダーシップを発揮し、会議を成功させるため、国内外の取組の強化等を進めていく。

このように、さまざまな分野において環境保全の必要性が増し、取組が進められている中、平成 20 年後半以降の世界の同時不況を乗り切る鍵を環境対策に求め、環境対策を通じた需要と雇用の創出により経済活性化を図る動きが世界的に広がっている。我が国でも、このような考え方にに基づき、本年 4 月環境大臣自ら「緑の経済と社会の変革」として構想を取りまとめるとともに、内閣府及び経済産業省においても、「未来開拓戦略」が取りまとめられ、経済財政諮問会議において了承された。同戦略では「低炭素革命で世界をリードする国」を 2020 年における我が国の目指すべき将来像の柱の一つとして示している。さらに、「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）においても、「低炭素革命」が重要な柱として位置づけられ、太陽光発電・省エネ世界一プラン、エコカー世界最速普及、低炭素交通・都市革命、資源大国実現プランを推進することとされた。

以上のように環境保全がますます重要性を高めている状況を踏まえ、平成 22 年度の環境保全経費の概算要求に際しては、以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策の推進の考え方

- ・関係府省においては、第 3 次環境基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）の第 2 部第 2 章「環境保全施策の体系」に示された国内における各分野に係る各種施策や国際的取組に沿って施策の整理を行うこととする。
- ・関係府省においては、民間での環境保全に係る取組等との連携の可能性も踏まえつつ、環境保全施策の効率的、効果的な推進が図られるよう、施策の組み合わせなどに配慮することとする。
- ・関係府省においては、環境保全上の効果及び緊急性を踏まえつつ、十分な予算の確保に努めることとする。

2 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策

（1）環境基本計画の「重点分野政策プログラム」に係る施策

第 3 次環境基本計画における各施策の中でも、特に、第 2 部第 1 章において「重点分野政策プログラム」として示された事項（下記 3 参照）に係る施策は、国民のニーズや対応

の緊急性、今後の環境政策の展開の方向に沿った環境施策全般の効果的実施の必要性等の観点から見て、推進を図る必要性が高い分野であり、重点的な展開が図られるよう努めることとする。

なお、第3次環境基本計画は、中央環境審議会が同計画の目標・指標を活用しつつ施策の進捗状況を点検することとなっている。平成20年12月に第2回点検結果が報告されており、その中で提言されている事項の具体化にも配慮することとする。

(2) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に係る施策

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築について、それぞれ以下の計画等が決定されており、関係府省においてこれらの実施のため、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・ 京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、同20年3月28日全部改定）
- ・ 環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月19日総合科学技術会議本会議決定）
- ・ 低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）
- ・ 第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）
- ・ 第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）

3 上記2の(1)及び(2)に係る施策を環境基本計画の「重点分野政策プログラム」の分野に沿って整理し例示すると以下のとおりである。

(事象別の分野)

① 地球温暖化問題に対する取組

- ・ 省エネ・省CO₂対策の推進、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入加速化、森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等による京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- ・ 持続可能な地域・都市構造や交通システムづくり、中長期目標の達成方策の立案・実施等によるさらなる長期的、継続的な排出削減等
- ・ 避けられない地球温暖化による影響への適応策

② 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

- ・ 資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・ 「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップによるその加速化
- ・ ものづくりの段階での3Rの内部化
- ・ 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

- ・ 健康で快適な都市の生活環境を確保するため、良好な大気環境を確保
- ・ 環境負荷の小さい事業活動・生活様式の変革
- ・ 環境的に持続可能な都市・交通システムの構築
- ・ 大気汚染物質の排出削減等

④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

- ・ 水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
- ・ 利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
- ・ 流域全体で、貯留浸透・涵養能力の保全・向上
- ・ 取組を国際的に発信、世界の水問題解決に貢献
- ・ 閉鎖性水域における環境改善のため、流域全体を視野に入れた総合的、重点的な施策の推進

⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

- ・ 有害性・ばく露に関する情報を収集し、小児など感受性の高い集団への影響も含めた科学的なリスク評価を推進
- ・ ライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的な取組方法の観点に立った効果的、効率的なリスク管理
- ・ リスクコミュニケーション推進による環境リスクに関する国民の理解と信頼の向上
- ・ 国際的協調下での責務の履行と経験を活かした積極的国際貢献

⑥ 生物多様性の保全のための取組

- ・ 各種の保護地域を中核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
- ・ 自然環境データの収集・整備・提供
- ・ 野生動植物の保護管理、外来生物対策の充実
- ・ 多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する取組の促進
- ・ 国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全
- ・ COP10 の成功に向けた、国内外の取組のより一層の推進、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ

(事象横断的な分野)

⑦ 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

- ・ 商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進
- ・ 経済的手法の検討
- ・ 環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
- ・ 環境投資等 S R I の拡大
- ・ グリーン購入をはじめとする政府調達取組の推進
- ・ 国際市場を視野に入れた取組

⑧ 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

- ・ 地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のために行動する人づくり
- ・ コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワークづくり

- ・低炭素社会の先行事例として選定された「環境モデル都市」に対する支援や優れた事例の全国展開をはじめ、地域活性化と一体となった活動促進等により、それぞれの持つ資源や特長を活かした地域づくり

⑨ **長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備**

- ・環境分野の研究・開発を重点的に推進
- ・環境情報戦略に基づく、環境への取組に必要な情報が誰にでも容易に入手できる基盤の整備
- ・戦略的環境アセスメント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

⑩ **国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進**

- ・地球規模、地域的及び二国間の各レベルでの環境に関する枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
- ・東アジア地域を中心とする環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを普及
- ・開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
- ・多様な主体との連携の確保と情報、人材等の基盤整備

4 **その他の環境保全に係る施策等**

上記のほか、政府においては、以下の計画等により今後の環境保全に関する考え方や施策が示されており、関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）
- ・わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（平成18年3月30日「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議決定）
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月31日閣議決定）
- ・グローバル戦略（平成18年5月18日経済財政諮問会議取りまとめ）
- ・エネルギー基本計画（平成15年10月7日閣議決定、平成19年3月9日変更）
- ・アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議取りまとめ）
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日閣議決定）
- ・規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定、平成21年3月31日再改定）